資料５

第４回　幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会資料

平成30年4月5日（木）

高松市

1　香川県高松市の概要

（H29.4.1現在）

総人口 （高齢化率）		418，756人 （26．79%）
世帯数		183，690世帯
面積		375．44K㎡
学校	小学校	49校
	中学校	23校
	高校（市立）	1校
保育所	公立	30か所
	私立	38か所
幼稚園	国立	1か所
	公立	24か所
	私立	19か所
認定こども園	公立	6か所
	私立	9か所
地域型保育事業	公立	1か所
	私立	9か所

平成11年～中核市

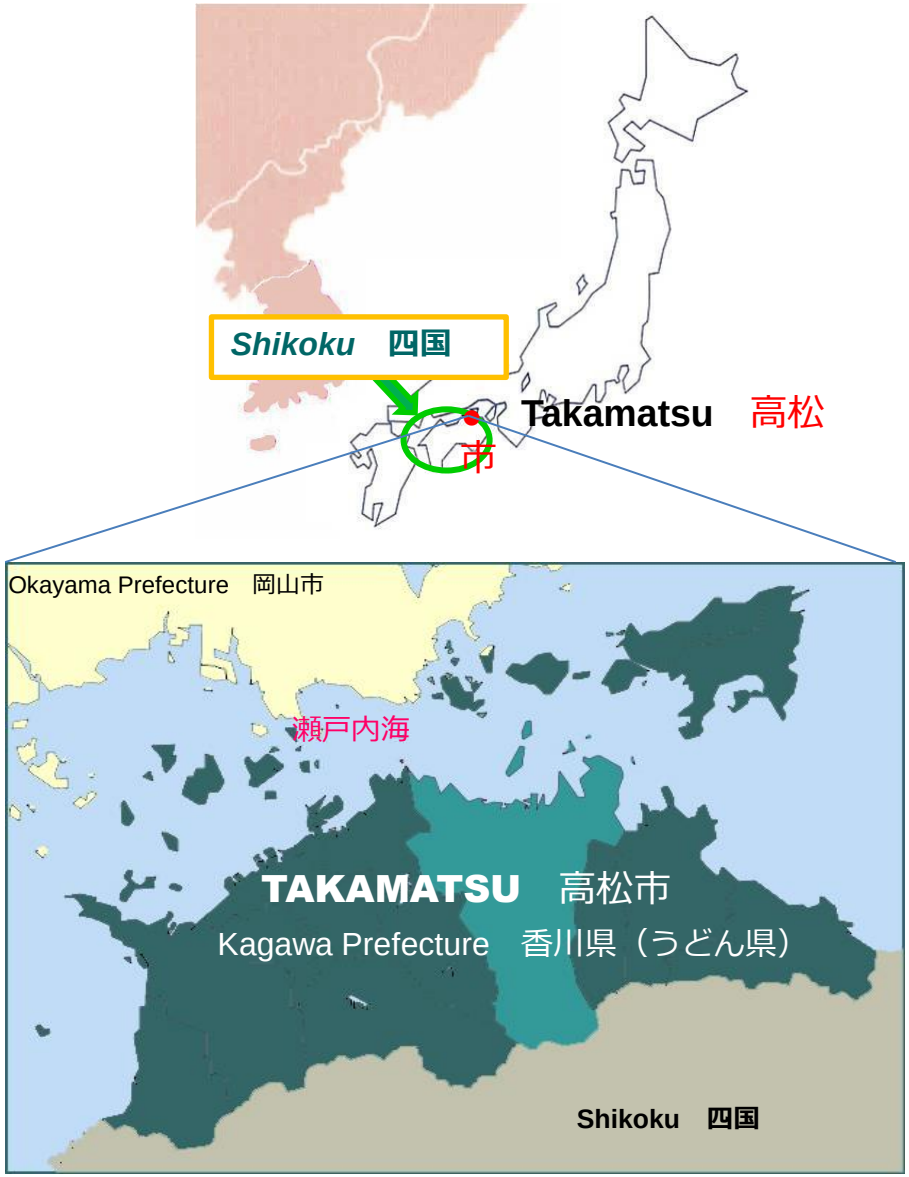

2　高松市の状況

（1）就学前児童数の推移

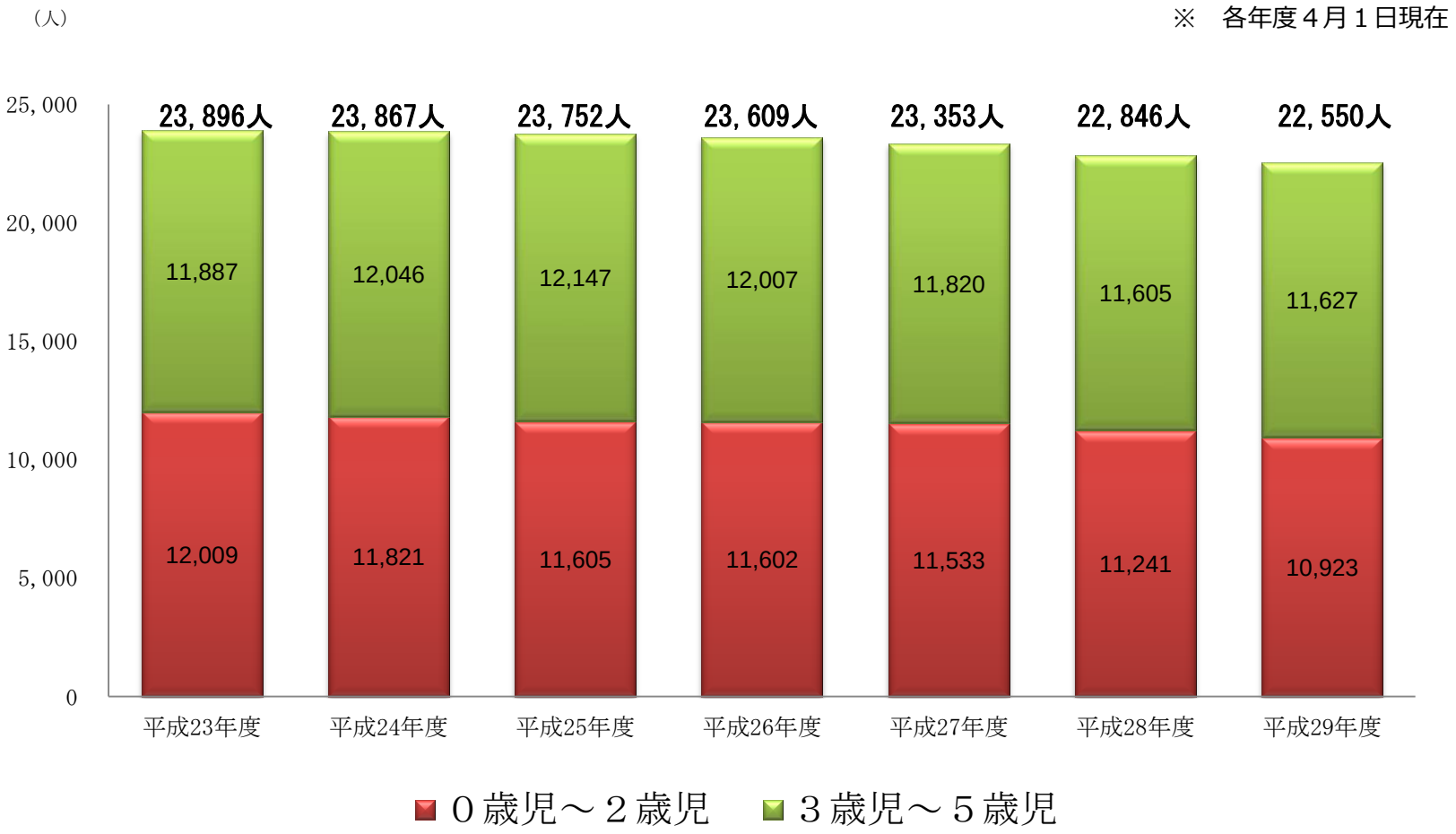

就学前児童は、全国的な傾向と同様、ここ数年、減少している。

2　高松市の状況

（2）児童・園児年齢別在籍割合

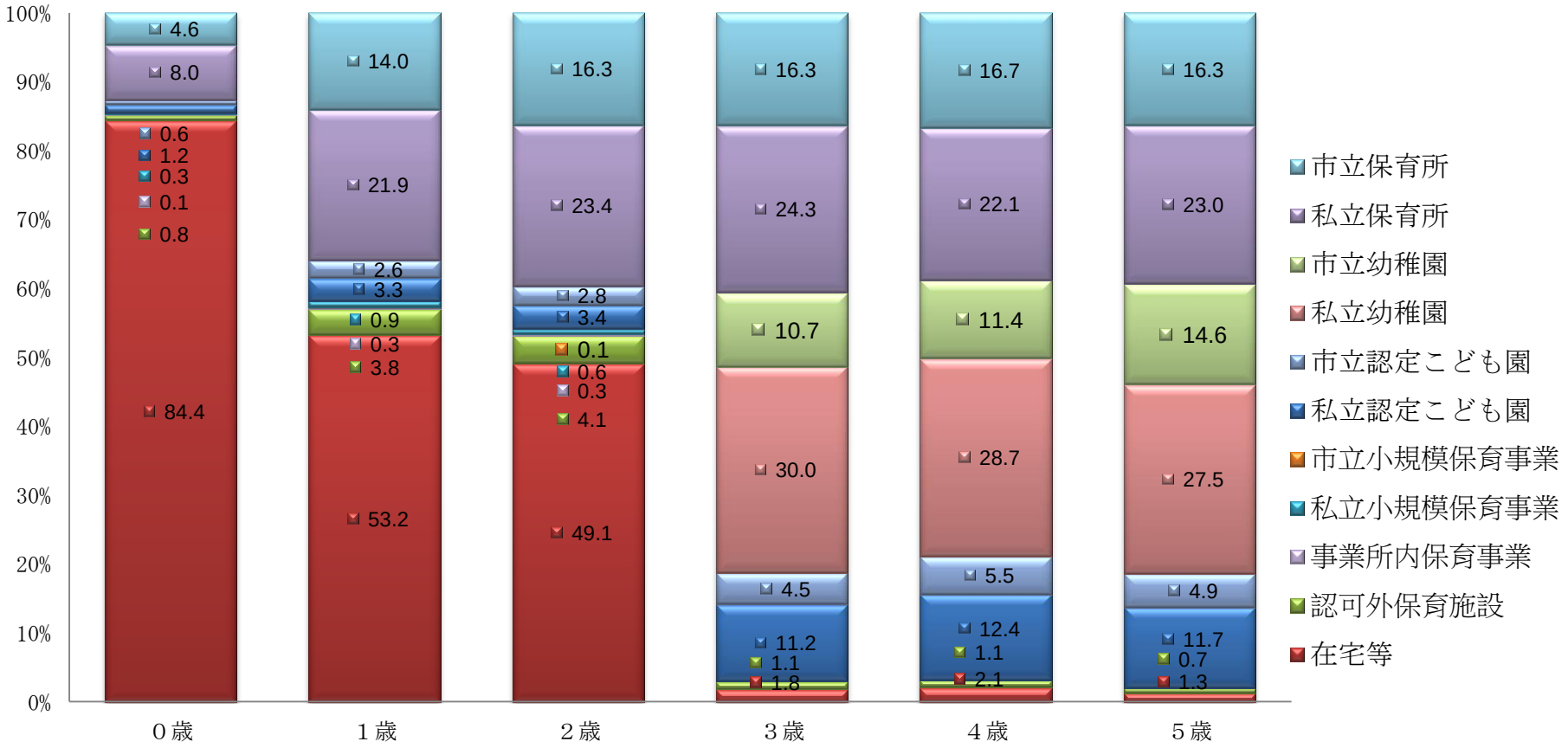

平成29年4月1日現在

幼稚園は５月１日、認可外保育施設は６月１日

3　認可保育施設等の状況

（1）保育施設等への申込児童数及び待機児童数の推移

※　各年度４月１日現在

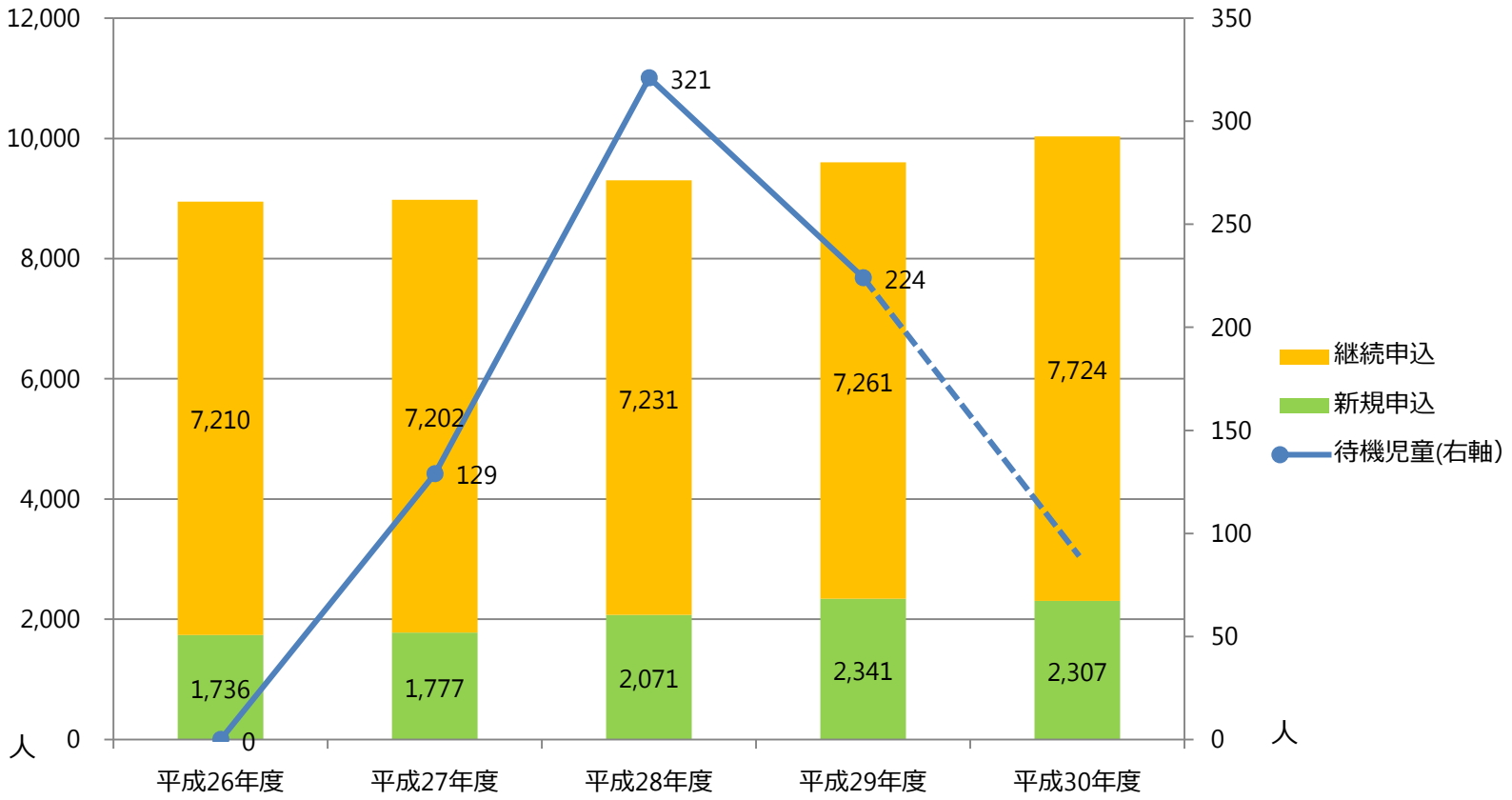

※平成27年度～　国が定める待機児童の定義に新たに「保護者の求職活動中」が含まれた
※平成30年度の申込児童数は、H30.2.22時点見込。待機児童数は１００人を切る見込み

就学前児童数は減少しているが、共働き世帯の増加により、保育施設等の申込者数は毎年、増加している。

3　認可保育施設等の状況

（2）幼児教育・保育施設の設置数等の推移

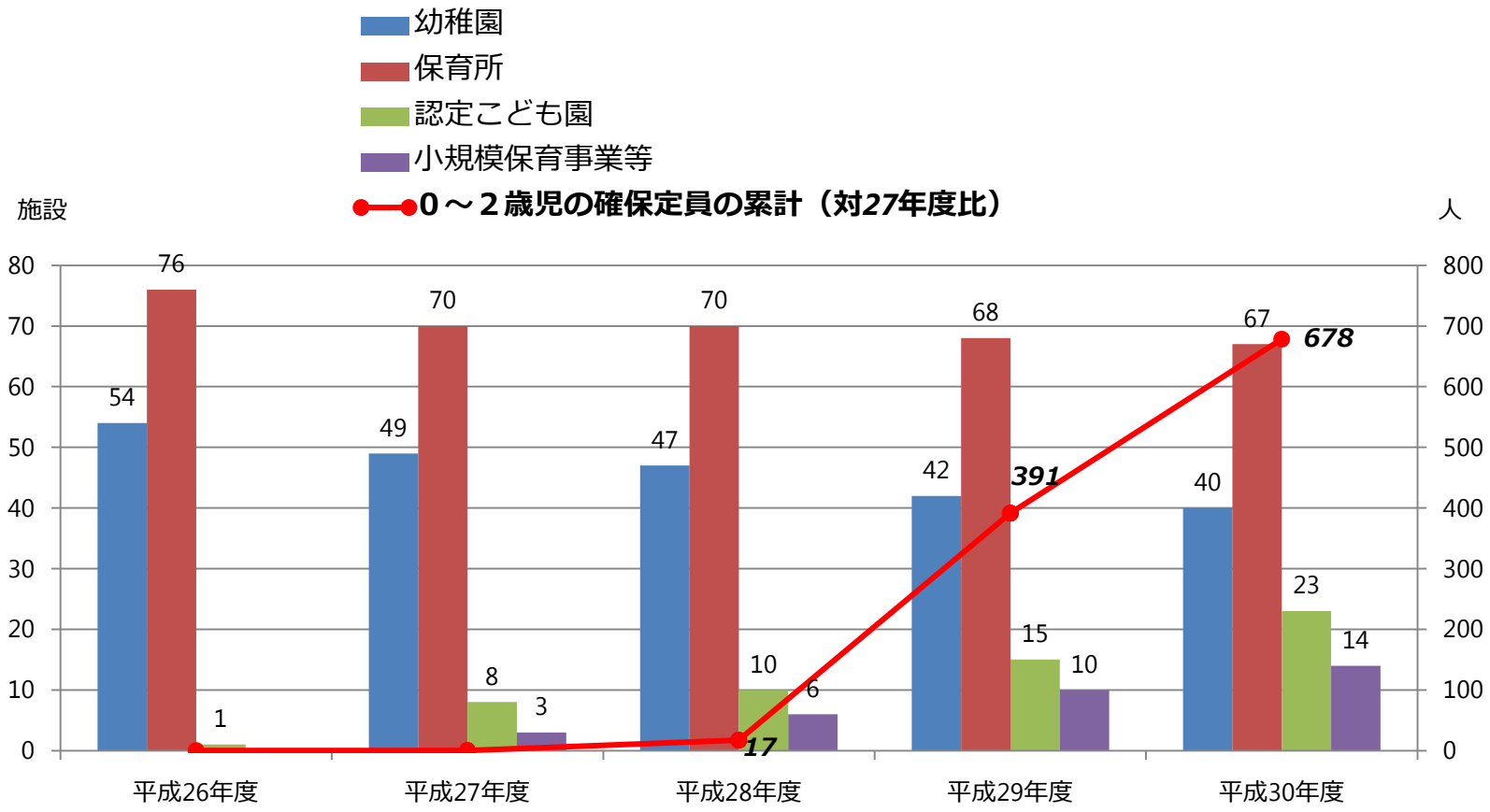

合計	１３１	１３０	１３３	１３５	１４４

待機児童解消のため、施設整備、こども園への移行を推進している。

3　認可保育施設等の状況

（3）幼稚園等における預かり保育の状況

区分	園数	実施状況
私立幼稚園	１９園	全ての園で実施
私立認定こども園	９園	全ての園で実施
公立幼稚園	２３園	平成３０年度から２園で試行

私立施設における預かり時間及び料金等
・預かりの時間・・・主に１８：００まで（最長は１９：３０まで）
・１回の料金・・・２００円～５００円
・１ヶ月の料金（月極）・・・3，０００円～7，０００円
※７：３０～８：３０（早朝）１００円/月
※長期休業中・・・８：００～１８：００まで８００円～１，０００円

3　認可保育施設等の状況

（4）本市単独の多子世帯への減免制度

（１）幼稚園・保育所などを**「同時に利用する」**子どもが２人以上いる場合、当該子どもの最年長児を第１子、その下の子を第２子とカウントし、第２子以降の利用料を**「無料」**

（２）１８歳未満の子どもが**３人以上**いる場合、第３子以降の利用料を**「無料」**

（１）

兄弟姉妹の状況	同一世帯で幼稚園・保育所等を同時に利用する子どもが２人以上いる場合	
１８歳		
１７歳		
小４		
小３		
小２		
小１		
５歳	第１子	全額（減免無し）
４歳		
３歳	第２子	「無料」
２歳		
１歳		
０歳		

国基準では、半額※

（２）

兄弟姉妹の状況	同一世帯で１８歳未満の子どもが３人以上いる場合	
１８歳		
１７歳	第１子	
小４	第２子	
小３		
小２		
小１		
５歳	第３子	「無料」
４歳		
３歳		
２歳		
１歳		
０歳		

国基準では、全額（減免なし）※

※ひとり親等世帯や一部の階層では国基準においても無料の場合あり

市単独の多子世帯への減免額（平成28年度実績）　約690，121千円

3　認可保育施設等の状況

（5）利用者負担額の国基準との比較（２号・３号）

<table>
<tr><td rowspan="3">国</td><td>1</td><td>2</td><td colspan="2">3</td><td colspan="2">4</td><td colspan="2">5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr>
<tr><td>生活保護世帯</td><td>市町村民税非課税世帯</td><td colspan="2">市町村民税所得割
48,600円未満</td><td colspan="2">市町村民税所得割
97,000円未満</td><td colspan="2">市町村民税所得割
169,000円未満</td><td>市町村民税所得割
301,000円未満</td><td>市町村民税所得割
397,000円未満</td><td>市町村民税所得割
397,000円以上</td></tr>
<tr><td>0円</td><td>9,000円</td><td colspan="2">19,500円</td><td colspan="2">30,000円</td><td colspan="2">44,500円</td><td>61,000円</td><td>80,000円</td><td>104,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市</td><td>A</td><td>B</td><td>C１</td><td>C２</td><td>C３</td><td>C４</td><td>C５</td><td>C６</td><td>C７</td><td colspan="2">C８</td></tr>
<tr><td>生活保護世帯</td><td>市町村民税非課税世帯</td><td>市町村民税均等割課税世帯</td><td>市町村民税所得割
48,600円未満</td><td>市町村民税所得割
58,000円未満</td><td>市町村民税所得割
97,000円未満</td><td>市町村民税所得割
134,000円未満</td><td>市町村民税所得割
169,000円未満</td><td>市町村民税所得割
301,000円未満</td><td colspan="2">市町村民税所得割
301,000円以上</td></tr>
<tr><td>０円</td><td>7,000円</td><td>15,000円</td><td>18,000円</td><td>23,000円</td><td>30,000円</td><td>38,000円</td><td>44,500円</td><td>49,000円</td><td colspan="2">53,000円</td></tr>
</table>

※利用者負担額は、３号認定の保育標準時間認定の子どもに係る額を記載（ひとり親世帯等に係る減免等は考慮していない）

4　認可外保育施設の状況

（1）届出及び指導監督の状況

ア　届出状況

※平成30年3月現在

事業所内保育施設 うち院内保育施設 うちその他の事業所内保育施設	13施設 8施設 5施設
その他の認可外保育施設 うち企業主導型保育施設	27施設 10施設
合計	40施設

※届出対象外施設については、利用者等からの情報提供により把握できる場合もある

イ　指導監督の状況

※平成30年3月現在

①	立入調査実施施設数	40施設
②	評価基準に適合している施設	16施設
②	評価基準に適合していない施設 うち口頭指導 うち文書指導	24施設 16施設 8施設

※年１回以上立入調査を実施
※同一施設に複数の指導を行った場合、より重い指導区分にのみ計上

（2）利用者の利用状況について

認可外保育施設から年１回提出される運営状況報告書により利用者数を把握している。

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
児童数	32	137	157	48	72	446

※平成29年4月1日現在

4　認可外保育施設の状況

（3）企業主導型保育事業の状況

内閣府主導で平成２８年度から開始された事業所内保育を主軸とし多様な就労形態に対応した保育サービス。小規模保育事業等の公定価格に準じ、整備費・運営費の補助があり、利用定員において従業員枠・地域枠を設定している。年１回市の立入調査に加え、公益財団法人児童育成協会が主体となり、業務の一部を株式会社パソナに業務委託し、指導・監査を実施。

ア　届出状況

※平成30年3月1日現在

助成決定施設	18施設
うち届出済施設	10施設

イ　指導監督の状況

※平成30年3月1日現在

①	立入調査実施施設数	10施設
②	評価基準に適合している施設	３施設
②	評価基準に適合していない施設 うち口頭指導 うち文書指導	７施設 ５施設 ２施設

※同一施設に複数の指導を行った場合、より重い指導区分にのみ計上

ウ　利用状況

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計	定員
企業枠	21	19	4	0	0	44	89
地域枠	22	30	8	2	1	63	81
合　計	43	49	12	2	1	107	170

※平成30年3月1日現在

4　認可外保育施設の状況

（4）本市単独の多子世帯への助成制度について

（１）幼稚園・保育所などを**「同時に利用する」**子どもが２人以上いる場合、当該子どもの最年長児を第１子、その下の子を第２子とカウントし、第２子以降の利用料を**「月額２万円助成」**

（２）１８歳未満の子どもが**３人以上**いる場合、第３子以降の利用料を**「月額２万円助成」**

兄弟姉妹の状況	同一世帯で小学校就学前において、認可外保育施設などを同時に利用する子どもが２人以上いる場合	
１８歳		
１７歳		
小４		
小３		
小２		
小１		
５歳	第１子	（対象外）
４歳		
３歳	第２子	「助成対象」
２歳		
１歳		
０歳		

兄弟姉妹の状況	同一世帯で１８歳未満の子どもが３人以上いる場合	
１８歳		
１７歳	第１子	
小４	第２子	
小３		
小２		
小１		
５歳	第３子	「助成対象」
４歳		
３歳		
２歳		
１歳		
０歳		

市単独の多子世帯への助成額（平成28年度実績）　約21，359千円

5　保育の必要性の認定・利用調整の状況

（1）保育の必要性の認定事務について

保育の必要性の認定については、右表の事由ごとに必要書類（勤務証明書等）を徴収し、認定事務を行っている。

保育を必要とする事由
就労（月６４時間以上の勤務が必須）
妊娠・出産
疾病・障がい
介護・看護
求職活動
就学
虐待・ＤＶ
災害復旧
育児休業取得時の保育施設の利用継続

認定の状況

●新規の２号・３号の支給認定件数は、新制度が始まった平成２７年度以降、毎月平均**１５０件**前後あり、多い月では、**２００件**を超える。
●支給認定の変更申請も毎月**２００件**程度ある。

申込児童の増加や企業主導型保育施設へ入所する児童への支給認定も加わり、事務量は増大している。

5　保育の必要性の認定・利用調整の状況

（2）利用調整について

利用調整の方法

①就労の形態や時間、疾病や障がいの程度等、保育を必要とする事由ごとに基準点を設定
②世帯の状況（ひとり親世帯、育休復帰予定世帯等）によって、基準点に加点や減点を実施
③受け入れ可能人数以上の申込があれば、トータルの点数が高い子どもから優先的に入所決定

課　題

- きょうだいが同じ保育施設に入所できず、送迎等の保護者の負担が大きい。
- 保育士の子どもが保育施設に入所できないことで、育休から復帰できず、児童の受入れに支障が生じる。

利用調整基準を改正

（平成28年度及び29年度改正）

- きょうだいが同時に申し込む場合、あるいは、きょうだいの一方が入所している保育施設に申し込む場合に加点
- 保育士加点を大幅に引き上げるとともに、企業主導型保育施設に勤務予定の保育士にも加点

6　幼児教育無償化にあたっての要望

	懸念事項	要望事項
幼児教育無償化の対象が広範囲	・地方の財政負担の増嵩 ・急激な保育需要の高まりによる更なる待機児童の増加	地方の財政負担の増嵩に対しては、必要な財政措置を適切に講じるとともに、無償化に伴うシステムの改修等、地方自治体の実務に係る負担にも、必要な財政負担を講じられたい。
幼児教育無償化の決定時期	正式通知が実施年度直前となれば、例規改正、システム改修が年度当初に間に合わない	無償化の対象範囲や内容等について、早期に決定し、地方自治体の無償化への準備(例規改正、システム改修、保護者への周知等)に支障がないよう十分配慮されたい。

6　幼児教育無償化にあたっての要望

	懸念事項	要望事項
認可外保育施設無償化の対象	・無償化の対象となる児童の把握が困難 ・料金形態等が様々であり、助成額の算定が困難	対象範囲や内容等について、早期に決定し、地方自治体の無償化への準備(例規制定、保護者への周知等)に支障がないよう十分配慮されたい。
認可外保育施設利用者への助成方法	・保護者へ支払をする場合、事務量が大幅に増加 ・施設へ支払をする場合、施設の事務負担が大幅に増加、地方自治体は確認事務が発生	助成方法についても、早期に決定し、無償化に伴う地方自治体及び認可外保育施設の実務に係る負担にも、必要な財政負担を講じられたい。

6　幼児教育無償化にあたっての要望

幼児教育無償化による保育施設等へ入所している世帯への支援拡大

懸念事項

無償化の恩恵を受けることができない在宅育児世帯との公平性

要望事項

子供が小さいうちは、自宅で育児ができる社会全体の仕組みを構築されたい。